

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 年調後に子供が生まれた場合

**Q** : 年調が終わったと思ったら、子供が生まれたという人が出てきました。どのように取り扱ったらいいのですか？

**A** : 原則は本人による確定申告ですが、翌年1月末までであれば年末調整のやり直しをすることも認められています。

### 【解説】

所得税では、扶養親族に該当するかどうかは12月31日の現況で判断することとされていますので、年末調整が終わった後、年末までに生まれた子供も扶養親族に該当することとなります。

しかし、年末調整は、その年末調整をする際の扶養親族に基づいて扶養控除をすることとなっていますので、基本的には、給与支払者において、年末調整をし直す必要はなく、本人が扶養親族を増やす確定申告をして、税額の還付を受けることとなっています。

しかし、この場合には、給与所得者本人に申告の手間がかかることから、給与所得者からその生まれた子供を記載した扶養控除等申告書の提出を受ければ給与支払者において年末調整をやり直して税額の精算をすることが認められています。

ただし、この年末調整のやり直しは、翌年1月末日までとなっていますので注意してください。

